

地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及び A I・ロボティクスの活用に関する研究会 開催要綱

第 1 目的

今後の労働力の供給制約の中、地方自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、職員が、企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など職員でなければならない業務に注力できるような環境を作る必要がある。

地方自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に発展させてきた結果、システムの発注・維持管理や制度改正による改修対応など各自治体が個別に対応せざるを得なかったが、クラウド化等を通じたシステム標準化や業務プロセス見直しにより、職員負担が軽減され、住民や企業の利便性向上にもつながることが考えられる。また、近年の技術発展により、実証的にA I・ロボティクスの導入を進める企業や自治体も出てきつつある。

こうした状況を踏まえ、(1) 地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及び(2) 地方自治体におけるA I・ロボティクスの活用について実務上の課題を整理する。

第 2 構成員

研究会は別紙の座長及び委員をもって構成する。

第 3 座長

座長は会務を総理する。

第 4 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に研究会への出席を求めその意見を聞くことができる。
- (3) 会議は非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

第 5 その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局行政経営支援室において処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は座長が定める。

(別紙)

地方自治体における業務プロセス・システムの標準化
及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会 名簿

(座長)

國領 二郎 慶應義塾大学総合政策学部教授/慶應義塾常任理事

(委員)

石井 夏生利 筑波大学図書館情報メディア系准教授

磯部 哲 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

岩崎 尚子 早稲田大学電子政府・自治体研究所研究院教授

楠 正憲 内閣官房政府CIO補佐官

庄司 昌彦 国際大学グローバル・コミュニケーション・
センター准教授

高橋 晃 町田市政策経営部経営改革室課長

長峯 道宏 千葉市総務局情報経営部業務改革推進課長

廣瀬 大三 豊橋市総務部情報企画課長

山本 勲 慶應義塾大学商学部教授

渡邊 繁樹 地方公共団体情報システム機構
個人番号センター副センター長

(以上敬称略、委員は50音順)

役職名は要綱制定(平成30年(2018年)9月)時点